

「津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画等に関する意見聴取会」 開催要綱

1 目的

「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」（令和6年7月）の提言を踏まえ、各消防本部における「津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画」（以下「計画」という。）等の策定を推進していくため、全国の消防本部の事例を踏まえつつ、計画に盛り込むべき事項等について、関係者の意見を聴取し、検討を行うもの。

2 名称

本意見聴取会の名称は、「津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画等に関する意見聴取会」（以下「意見聴取会」という。）とする。

3 意見聴取会

- (1) 意見聴取会は、座長及び構成員をもって構成する。
- (2) 消防庁消防・救急課長は、座長及び構成員を委嘱する。
なお、委嘱された座長及び構成員については国家公務員法に基づく守秘義務等が課されるものとする。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

4 任期

座長及び構成員の任期は、委嘱の日から本意見聴取会の運営期間までとする。

5 意見聴取会項目

- (1) 計画の留意事項について
- (2) 計画例について
- (3) その他必要な事項について

6 意見聴取会構成員

意見聴取会の構成員は別紙のとおりとする。

7 議事

- (1) 意見聴取会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に意見聴取会への出席を求め、

その意見を聴取することができる。

8 雑則

- (1) 意見聴取会の庶務は、総務省消防庁消防・救急課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、意見聴取会に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 意見聴取会の会議は、原則として非公開とするが、意見聴取会終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。
ただし、座長が意見聴取会の運営上必要と認める場合はこの限りではない。

附 則 この要綱は、令和6年9月6日から施行する。

津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画に関する意見聴取会
構成員名簿

(敬称略：五十音順)

【座長】

関澤 愛 NPO 法人日本防火技術者協会理事長

【構成員】

今村 文彦 東北大学災害科学国際研究所教授
大照 明德 名古屋市消防局消防部消防課長
鍵本 敦 神戸市公園緑化協会理事長（前神戸市消防局長）
久保田 広一 東京消防庁警防部警防課長
近藤 純一 仙台市消防局警防部警防課長
関 敏和 北九州市消防局警防部警防課長
竹内 輝幸 高知市消防局警防課長
中西 美和 慶應義塾大学理工学部管理工学科教授
西田 和人 大阪市消防局警防部警防課長
吉田 雅信 羽咋郡市消防本部警防課長

【オブザーバー】

下山 利浩 気象庁総務部企画課防災企画室長
國本 哲 全国消防長会事業部事業企画課長
田畑 幸浩 宮城県復興・危機管理部消防課長
細川 直史 消防庁消防大学校消防研究センター研究統括官
森久保 司 内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）